平成２７年（フ）第７２２号
千葉市花見川区花園町1565番地２　花園コーポ102号
債務者　石橋　広宣
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７２３号
千葉市花見川区花園町1565番地２　花園コーポ102号
債務者　石橋　清江
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７７０号
千葉県船橋市夏見３丁目26番11―502号
債務者　入江　久江
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７７３号
千葉市中央区松ケ丘町79番地８　ガーデンコート松ケ丘102号
債務者　尾崎　いと
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７７５号
千葉県市川市大町124番地　（市営住宅大町第二団地８棟305号）
債務者　武井　澄営
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９２号
千葉県習志野市東習志野５丁目32番12号　ドーム155　105号
債務者　倉島　光忠
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８００号
千葉市花見川区宮野木台１丁目24番20号
債務者　谷口佐英子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８１４号
長野県佐久市鍛冶屋27番地１　アトウレ鍛冶屋Ａ―203
債務者　市川　共子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８１７号
千葉市若葉区若松町416番地２　メゾン・グリーンリーフ106号
債務者　鈴木なおみ
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８４２号
千葉県八千代市八千代台北11丁目13番３号
債務者　齋藤　茂美
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８２号
岐阜市柳津町丸野５丁目115番地　（リヴェール　202号室）、前住所岐阜県山県市高富1798番地３
債務者　見崎　朱未
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１２５６号
名古屋市南区寺部通４丁目23番地　水野工務店ビル502号
債務者　向明戸政和
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３３４号
名古屋市港区正徳町２丁目５番地　キャビンＡ203号
債務者　西井　　透
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６６号
大分市大字迫401番地（パトリシア首藤202）
債務者　安部　俊典
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８３号
北海道小樽市朝里３丁目19番３号
債務者　小川そのゑ
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１００号
北海道小樽市塩谷１丁目11番516号　塩谷Ｃ住宅、前住所北海道積丹郡積丹町大字美国町字美良波160番地
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第６１５号
宮城県黒川郡富谷町日吉台３丁目９番地６　サザンウィンドⅢ202
債務者　小林　史麻
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係